

コロナ禍での生活福祉資金

昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響を受け、マスク着用、飲み会の自粛など日々の生活も一変し、飲食業をはじめ幅広い業種での業績悪化にともない、企業・個人へのあらゆる支援策が登場しました。社会福祉協議会で行われている生活福祉資金貸付事業でも全国で令和2年3月25日から緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費）の特例貸付が始まりました。連日報道にあがったのも記憶に新しいところです。鎌倉市において、令和3年3月5日時点での申請は緊急小口資金で約870件（約2億2千万円）、総合支援資金は約570件（約4億9千万円）で合わせて約1,440件（約7億1千万円）になりました。多い月では両方合わせ約300件強の申請がありました。



こんなケースに対応しました

- 給与が減ってしまった！
緊急事態宣言で休業要請や人の往来制限でお客様が減り、レストランでの仕事（シフト）も減って給与が1/3になってしまいこれからの生活が心配との相談。特例貸付の緊急小口資金・総合支援資金の申請へつなぎました。より一層のスピード感とコロナ禍での対面での接触を避けるなどの観点から郵送方式になり、県社協と連携を密にとり多くの申請に応えました。
- 進学資金の納期まで時間がない！
コロナ禍で、生活のバランスが崩れ進学費用を用意することができず、納期まで時間がない中での相談。本会、県社協と連携を密にとりながら納期直前に世帯に資金を届けることができました。



権利擁護事業について

鎌倉市成年後見センター事業

鎌倉市より委託を受け、成年後見制度の相談（利用支援）や市民向け講演会・事業所向け研修会を開催しています。まずはお電話でお気軽にお問合せください。

随時相談

担当：社会福祉協議会職員（社会福祉士）

実施日：月～金8:30～17:15（年末年始・祝日除く）

専門相談

担当：成年後見人等受任経験のある弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士

実施日：毎月第4水曜日 ①9:00～②9:45～③10:30～④11:15～（各40分間）

予約制になります。実施日の1週間前までにお申込みください。

相談・問合せ：鎌倉市成年後見センター ☎38-8003

※成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の財産管理やサービスの利用手続きや契約等法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援する制度です。



成年後見センター事業の事例

認知症の母親を施設に入所させたいと考えている。母親名義の口座から入居金をおろそうとしたが後見人でないとできないと言われてしまった。どのような手続きが必要か。

➡成年後見制度について書類作成から申立てまでの流れをパンフレットを使い説明します。

母親の物忘れが増え訪問販売で何度も高額な品物を買ってしまうので困っている。親族が近くにいないので、専門職の後見人を探したい。

➡成年後見制度の概要を説明し専門職団体の情報提供を行います。

認知症の父親が療養のため入院が必要となりそうである。入院費の捻出のため、父親が所有している有価証券を売却したいが証券会社からは本人以外は難しいと断られた。

➡成年後見制度の概要を説明し、詳しい説明が必要な場合は「専門相談」につなぎます。

高齢になり、知的障害の娘の将来を心配している。成年後見制度を検討しているので教えて欲しい。

➡成年後見制度の概要を説明し、必要な方には市担当課や相談支援事業所等につなぎます。

法人後見事業

本会は、法人として成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を受任しています。主たる業務は身上保護と財産管理です。家庭裁判所から認められた権限内で、本人の意志を尊重し生活に配慮して、それに関する法律行為や付随する事務を行っています。

法人後見の事例

今まで母親として障害のある子のサポートをしてきましたが、夫の介護も必要になり、子のサポートが難しくなってきました。さらに、自分にもしものことがあったらと考え、成年後見制度の利用について相談しました。

➡法人後見審査会の承認を得て、本会を候補者として申し立てをして、後見人にする審判が下りました。現在は、ご本人（被後見人）の意向を確認しながら、福祉サービスの利用契約を行い、預貯金の管理をしています。

市高齢者いきいき課が、認知症により契約や財産管理ができず施設入所を予定している方についてケアマネジャーから相談を受け、親族の協力が得られなかったため市長が後見の申し立てをすることになりました。後見人として支援してもらえますか。

➡法人後見審査会の承認を得て、本会を候補者として市長が申し立てをすることになりました。本会を後見人にする審判が下り、入所契約を行い、ご本人（被後見人）の意向を尊重し、施設とサービス内容を確認することや、財産管理等を行っています。

鎌倉市成年後見センター市民向け講演会のお知らせ 「聞いて良かった成年後見制度」

日 時：令和3年6月16日（水）

14時から16時

場 所：鎌倉生涯学習センター
（きらら鎌倉）第5集会室

講 師：（未定） 費 用：無料

対象者：鎌倉市在住・在勤者 20名程度

※コロナウイルス感染拡大防止のため

延期になる場合があります。

問合せ：鎌倉市成年後見センター

電話38-8003



住み慣れた鎌倉で
安心の暮らしを
支えます

軽費老人ホーム
鎌倉静養館

稲村ガ崎3-13-53

☎0467(22)3245



年金で暮らせる
施設です



全国共済

定年退職を迎える方・年金受給者の方へ

月掛金 **2,000** 円の保障

総合保障2型 入院保障2型

熟年2型 熟年入院2型

お問い合わせと
資料のご請求は

☎ **0120-550-366**

※電話番号はお間違いないようにご注意ください。

◆資料請求受付時間／月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～15:00

共済取扱団体／神奈川県 全国共済神奈川県生活協同組合 〒231-0014 横浜市中区常盤町5-60 <http://www.zenkokukyosai.or.jp/>

共済元受団体／厚生労働省認可 全国生活協同組合連合会 〒336-8508 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 <http://www.kyosai-cc.or.jp/>

他県で県民共済と呼んでいる制度は、神奈川県ではこの「全国共済」のことです。全国共済グループは、全国39都道府県で保障事業を行っています。